

随意契約結果書

<p>物品等の名称及び数量</p>	<p>電子基準点「舢倉島(950252)」電力応急復旧及び通信回線の確保に伴う人員及び部材の輸送作業</p>
<p>契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地</p>	<p>支出負担行為担当官国土地理院長 大 木 章 一 茨城県つくば市北郷1番</p>
<p>契 約 締 結 日</p>	<p>令和 6年 3月 8日</p>
<p>契約の相手方の氏名及び住所</p>	<p>中日本航空株式会社 法人番号 3180001031924 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地</p>
<p>契 約 金 額 (消費税及び地方消費税込)</p>	<p>5,442,800円</p>
<p>予 定 価 格 (消費税及び地方消費税込)</p>	<p>5,442,800円</p>
<p>随意契約によることとした理由</p>	<p>令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、電子基準点「舢倉島」が設置されている離島において電力・通信等のライフラインが使用できない状況となっている。「舢倉島」は1月9日まではバッテリーにより給電され、観測を継続してきたが、以降は電力の停止により欠測となっており、測量成果の公表停止が継続している。当該電子基準点は能登半島の北方約50kmの島嶼部に設置されており、停止が長期化した場合、1月1日の地震以降も継続している活発な地震活動に伴う地殻変動を捉えることができなくなる。また、今後能登半島の沿岸部で実施する復旧・復興のための公共測量等で使用される基準点でもあることから、社会的影響が大きく、早急に復旧させる必要がある。本業務は、電子基準点「舢倉島」のソーラーパネル設置による電力の応急復旧及び衛星回線による通信の確保を実施するため、必要な人員と部材を輸送するものである。本業務は、島嶼部であり、かつ被災地である舢倉島へ人員と部材を輸送するものであるため、海上飛行が可能であることが必須であり、舢倉島への飛行(渡島)許可を得ていることが条件となるが、複数の事業者へ確認したところ、海上飛行ができない、また、舢倉島への飛行許可を取得していないことが判明し、本業務を確実に実施できる者は、海上飛行が可能であり、舢倉島への飛行許可を取得し、輸送経験を持つ中日本航空 株式会社のみであった。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計法令第102条の4第3項に基づき、中日本航空 株式会社と随意契約を行うものである。</p>
<p>備 考</p>	